

# 地場産業・伝統的工芸品次世代魅力体験事業 事務処理フロー

※：令和6年12月27日（金）

① 事業計画書提出（県立学校からイノベーション推進課長へ）



② 事業承認通知（イノベーション推進課長から県立学校へ）



③ 事業実施



※：事業終了後30日以内または  
令和7年3月10日（月）のいずれか早い日

④ 事業報告書提出（県立学校からイノベーション推進課長へ）



⑤ 額の確定通知・令達（イノベーション推進課長から県立学校へ）

※事業報告後、審査の上、イノベーション推進課から事業実施学校へ令達します。



⑥ 県立学校から事業者への支払い （令和7年3月31日まで）



⑦ 支払い関係書類の提出（県立学校からイノベーション推進課へ）

※支払ったことがわかる支払調書等の写しをお送りください。